

関係者各位

## 東京高裁への署名のお願い

千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会

皆様の日頃のご支援に心より御礼申し上げます。

2011年3月11日に発生した福島第一原発の重大事故から9年が経過し、10年目に入りました。政府は福島県の復興を大きく報道しておりますが実態は、今も福島第一原発から放射能や汚染水が流されており、未だ約5万人が避難をしている現状です。

さて福島第一原発の重大事故の為、福島から千葉に避難して、国と東電に対しその責任と損害賠償を求めて、千葉地裁に提訴(事故から2年目の2013年3月11日)して以来約7年が経過しました。

千葉地裁は、ふるさと喪失慰謝料は認めたものの、国の責任は認めないという不当な判決(2017年9月22日判決)でした。

原告は内容を不満として東京高裁に控訴。2018年7月6日に第一回口頭弁論が開始されました。原告、弁護団そして支援する会は一体となって裁判に取り組んできました。その結果、現地進行協議と称して、裁判官3名が飯館村・南相馬市小高区・浪江町に赴き裁判官に実際に現地を見てもらうことができました。

この裁判も、来る6月5日に結審。本年秋から12月にかけての判決という終盤を迎えております。控訴審の目的は、①国の責任を認めさせる。②賠償額を引き上げることの二つであり、これしかない。と福武弁護団長は述べています。全くその通りです。

残された期間で、裁判官3名の良心に訴え原告の気持ちに向き合ってもらえるかが勝負どころと考えています。

そのために、千葉県原発訴訟と家族の会・原発被害救済千葉県弁護団・千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会が三者一体となって「原告が希望の持てる判決を求める署名」に取り組むこととしました。

大変お忙しいこととは存じますが、原告の生活を支えるために、皆様方のご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます

なお、署名の締め切りは、第一次が5月末、第二次が7月末、最終を9月末としましたのでよろしくお願い致します。

連絡先

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階  
藤井・滝沢綜合法律事務所内

TEL : 043-222-1831 FAX : 043-222-1832